

渋谷区まちづくりマスタープラン 中間見直しに向けた点検・評価

令和8年6月

渋谷区都市整備部都市計画課

目次

1. 渋谷区まちづくりマスタープランの点検・評価について	
1-1 渋谷区まちづくりマスタープランとは	3
1-2 中間見直し及び点検・評価の目的	4
1-3 渋谷区まちづくりマスタープランの構成と点検・評価の対象	5
1-4 渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた点検・評価のフロー	6
2. 点検	
2-1 基礎調査	8
2-2 まちづくりの実現化方策の点検(庁内ヒアリング)	18
2-3 区民等意向把握	25
3. 評価	
3-1 第2章	29
3-2 第7章	30
3-3 その他	31
3-4 検討課題の整理	32
4. スケジュール	36
5. 用語集	38

1. 渋谷区まちづくりマスタープランの 点検・評価について

1. 渋谷区まちづくりマスタープランの点検・評価について

1-1 渋谷区まちづくりマスタープランとは

0 渋谷区都市計画マスタープラン 2000

1 位置付けと役割

位置付け

- 「都市計画法第18条の2に基づく都市計画マスタープラン」と「区独自のまちづくりの事項」をあわせて定めている
- 渋谷区におけるまちづくりの基本方針(まちづくり条例第3条)

役割

- まちづくりの目標や将来像を実現するために、区、区民及び企業等の協働による取組みのもと、区の各種計画にまちづくりマスタープランの内容を反映させ実施
- 法定の都市計画を決定・変更するときは、まちづくりマスタープランに即して行う

2 コンセプト

- 渋谷の将来像が見えるプランを示す
- まちづくりの参考書
- 都市計画の指針

3 計画期間等

- 2020年度から概ね20年後(2040年)
- 中間年次(2029年)に中間見直しを予定
- 中間見直しに向けて概ね5年ごとに点検・評価を行う

4 都市計画とまちづくり

「都市計画」

- 都市計画法等の法律規定に基づいて、建築制限やインフラ整備等、法定事項について、行政が住民の意向を踏まえてその内容を決定するもの

「まちづくり」

- 法定事項にとどまらず、地域の活性化や安全安心で快適なまちの実現のため、様々な担い手が行う多様な活動やマネジメント

1-2 中間見直し及び点検・評価の目的

1 中間見直し(2029年度)の目的

- 計画期間が20年後と長期に渡ることから、中間見直しにおいて、策定以降の社会動向・技術革新・まちづくりの進捗状況・関連する上位計画の改定状況などを踏まえて、マスタープランの検証や新たな方針等の追加検討を行う。

2 点検・評価(2025年度実施)の目的

- 中間見直しの目的を達成するために、策定後概ね5年ごとに社会動向・技術革新・まちづくりの進捗状況・関連する上位計画の改定状況などを整理し、各施策の進捗状況の点検・評価を行うとともに、中間見直しに向けて検討課題の整理を行う。

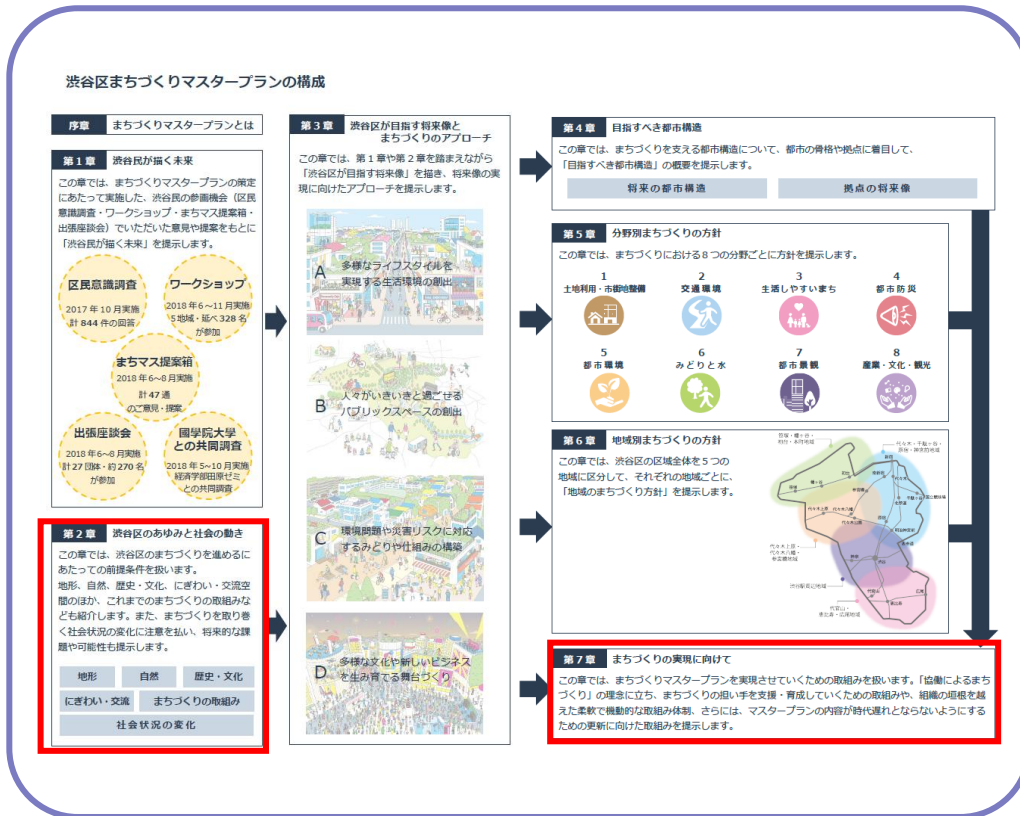
1-3 渋谷区まちづくりマスタープランの構成と点検・評価の対象

渋谷区まちづくりマスタープランの構成

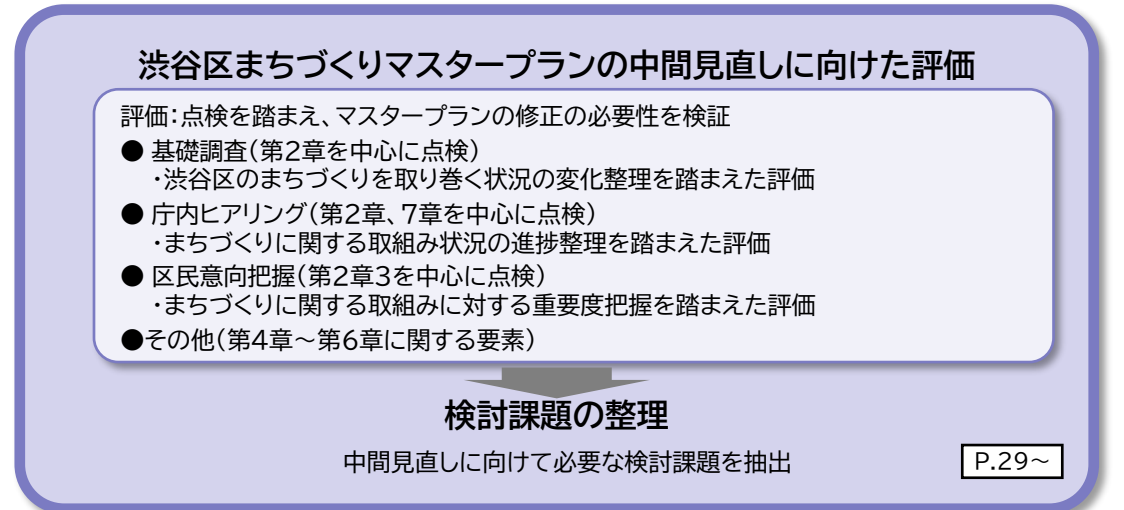
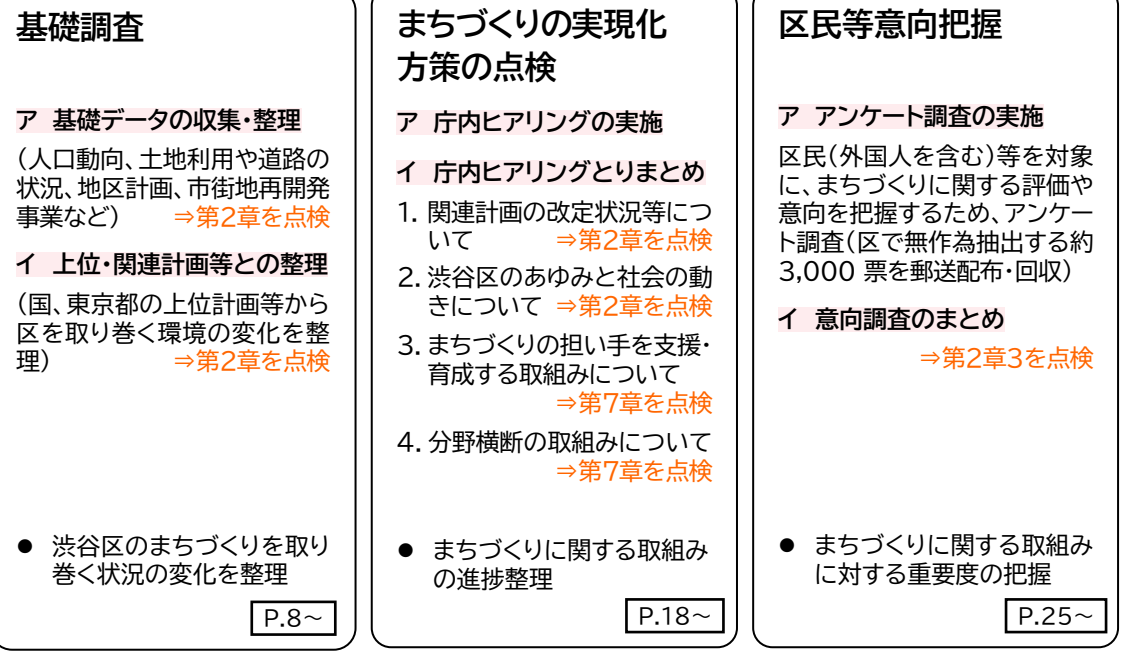


1-4 渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた点検・評価のフロー

■ 渋谷区まちづくりマスタープラン



■ 点検・評価のフロー



2. 点検

2-1 基礎調査 ア. 基礎データの収集・整理

基礎データの収集・整理

概要

- 令和元年に策定された渋谷区まちづくりマスタープランについて、令和 11 年度に予定されている中間見直しに向けて、将来像や方針に沿ったまちづくりの状況を把握するための点検・評価を行う。点検・評価にあたり、基礎的なデータの最新版を収集し、図版の更新を行うことで、データから把握可能な範囲について最新のまちづくりの動向を把握する。
- あわせて、上位・関連計画等の整理を行い、2020年以降のまちづくりを取り巻く社会潮流を把握する。

基礎調査のまとめ

- 基礎データの収集・整理に関するまとめ

更新対象図版

第2章 渋谷区のあゆみと社会の動き

1 渋谷区のまちづくりを取り巻く状況

- 1. グローバル化が一層加速 … 訪都外国人旅行者の「訪問先」
- 2. 人口動態の変化と都市縮小時代の到来 … 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計(全国)
… 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計(東京都)

2 渋谷区のあゆみと特色

- 1. 多様な主体によるまちづくりの取組み … 多様な主体によるまちづくりの取組み
- 3. 自然 … 自然

基礎データの収集・整理

更新対象図版

第2章 渋谷区のあゆみと社会の動き

3 渋谷区のまちづくりのテーマ

- 1. あらゆる人が自分らしく生きられる住環境
 - … 土地利用の増減(2016年 -> 2021年)
 - … 土地利用の変化(2016年 -> 2021年)
 - … 人口動態(世帯構成の変化、東京都と渋谷区の比較)
 - … 人口動態(世帯構成の変化、2015年 -> 2020年)
 - … 人口動態(単独世帯の年齢別内訳、2015年 -> 2020年)
 - … 人口動態(渋谷区の将来人口推計、2015年 -> 2020年)
 - … 生活利便施設
- 2. 快適に移動でき、にぎわいある都市空間
 - … 区内の主要幹線道路等の整備状況(2019年 -> 2025年)
- 3. 人のつながりが育む都市の持続可能性
 - … 木造住宅密集地域の状況(狭あい道路現況図、2021年)
 - … 木造住宅密集地域の状況(建物構造別現況図、2021年)
 - … 不燃化率の変化(町丁目別不燃化率図、2016年 -> 2021年)

追加図版

- 住宅価格等の変化
- 空家等の変化
- 敷地規模別敷地数の変化

2-1 基礎調査 ア. 基礎データの収集・整理

基礎調査のまとめ

1 渋谷区のまちづくりを取り巻く状況

● 訪都外国人旅行者の訪問先

→2024年の訪都外国人旅行者の「訪問先」は「渋谷」が1位で62.6%と6割を占める。2018年と比較して約20%割合が増加して、3順位アップした。

● 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計(東京都)

→東京都における年代別人口推計は、2018年予測から2023年予測にかけて、全年度において年代別人口推計の合計値が約50万人～80万人増加した。2023年予測と2018年予測を比較すると、2023年予測では人口のピークが2040年となっており、2018年予測では人口のピークが2030年であったのと比較して、ピークが遅くなっている。

➢ グローバル化の進展(訪都外国人の渋谷選好の上昇)、人口動態の変化(単身化・高齢化の進行、若年単身層の増加)、気候変動・災害リスクへの備えの重要性の増大、技術革新(DX・スマートシティ化・デマンド交通)の進展といった、マスタープラン策定時に想定された社会潮流は概ね継続・強化している。

2 渋谷区のあゆみと特色

● 多様な主体によるまちづくりの取組み

→2025年と2018年を比較して、初台まちづくり協議会・千駄ヶ谷まちづくり協議会の新規認定、新宿駅直近地区／本町一丁目・幡ヶ谷二丁目地区／神南一丁目北地区／道玄坂二丁目地区の地区計画の追加、水道道路沿道エリアまちづくりビジョンの策定、豊恵地区におけるわがまちルールの登録が行われた。

・令和5年変更の渋谷三丁目地区及び神南一丁目北地区／道玄坂二丁目地区の地区計画において、「創造文化都市」に向けたまちづくりが進められている。

3 渋谷区のまちづくりのテーマ

● 土地利用の増減(2016年 -> 2021年)

→2016年-2021年の土地利用の増減と、1996年-2016年の土地利用の増減を比較すると、集合住宅が増加する傾向および独立住宅が減少する傾向は同様だが、住商事混在施設については増加から減少に転じている。

● 人口動態(単独世帯の年齢別内訳、2015年 -> 2020年)

→2015年 -> 2020年の変化と、1995年 -> 2015年の変化を比較すると、1995年から2015年にかけて20才～29才の人口割合が大きく減少しているが、2015年から2020年にかけては増加している。

● 区内の主要幹線道路等の整備状況(2019年 -> 2025年)

→2025年と2019年を比較すると、第四次見直し候補路線である補助7号及び補助59号の廃止、歩自1号の一部及び地区幹線道路(計画決定部分)である補助50号の廃止がされた。また、補助18号は一部完了となった。廃止理由は、都市計画道路の必要性が低いことが確認されたことや現行の管理と整合を図るためである。

● 不燃化率の変化(町丁目別不燃化率図、2016年 -> 2021年)

→2021年と2016年を比較すると、町丁目別不燃化率は、本町5丁目において「40%以上60%未満」から「60%以上80%未満」、本町1丁目・千駄ヶ谷2丁目・恵比寿南2丁目において「60%以上80%未満」から「80%以上90%未満」、千駄ヶ谷3丁目において「80%以上90%未満」から「90%以上」になるなど、一部地域で向上している。

➢ 基礎としたデータの更新結果からは、現行マスタープランのテーマ設定を覆すような想定外の変化は見られない。

● 住宅価格の高騰、空家等の解消、小規模敷地の増加

→住宅価格の高騰、空家等の解消、小規模敷地の増加といった住環境に関する傾向が見られる。

2-1 基礎調査 イ. 上位・関連計画等との整理

国や都の動き

法改正の主だった内容

- **都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6(2024)年5月29日公布)等**
→ 国主導による戦略的な都市緑地の確保、積極的な保全・更新、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み(TSUNAG認定) 等
- **脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4(2022)年6月17日公布)等**
→ 市町村が定める再エネ利用促進区域への再エネ導入促進・高さ制限等の特例、新築住宅・非住宅への省エネ基準の義務付け、ZEH・ZEB水準へ誘導 等
- **マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2(2020)年6月24日公布)等**
→ 地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の策定や管理計画の認定制度の創設 等
- **都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2(2020)年6月10日公布)等**
→ 都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域(滞在快適性等向上区域)を設定することで、官民一体で取り組むにぎわい空間の創出、駐車場出入口規制等の導入、都市再生推進法人による道路・公園の占用手続の円滑化等の取組みを推進
- **道路法等の一部を改正する法律(令和2(2020)年5月27日公布)**
→ 「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」制度の創設により、指定道路占用基準の緩和、滞留空間整備 等

※まちづくりに関する国や都の主な制度等について、令和元(2019)年12月以降に廃止となったものは見当たらない

国の計画

国 第三次国土形成計画(全国計画)(令和5(2023)年7月)

目指す国土の姿「新時代に地域力をつなぐ国土」

- デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり
- 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり
- 世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり

国 新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)(令和7(2025)年10月)

「転換」を促す3つの基幹的取組み

- ① 多様な主体が働きやすく、働きがいを持てる首都圏の創造
- ② DXによる統合的な国土マネジメント実現
- ③ 広域なインフラの充実・強化

国 G7都市大臣会合コミュニケ(令和6(2024)年11月)

「持続可能な都市に関する協力を継続し、空間的不平等を削減し、環境と気候を保護し、都市部におけるスマートで革新的な経済を促進するための具体的な行動について議論する」ことを目的として策定

- ① ネットゼロ・レジリエント・ネイチャーポジティブな都市
- ② インクルーシブな都市、アフォーダブルな住宅、歴史・文化
- ③ イノベーション創出とデジタル化の実現

国 第5期国土交通省技術基本計画(令和4(2022)年4月)

6つの重点分野

- ① 防災・減災が主流となる社会の実現
- ② 持続可能なインフラメンテナンス
- ③ 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
- ④ 経済の好循環を支える基盤整備
- ⑤ デジタル・トランスフォーメーション
- ⑥ 脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

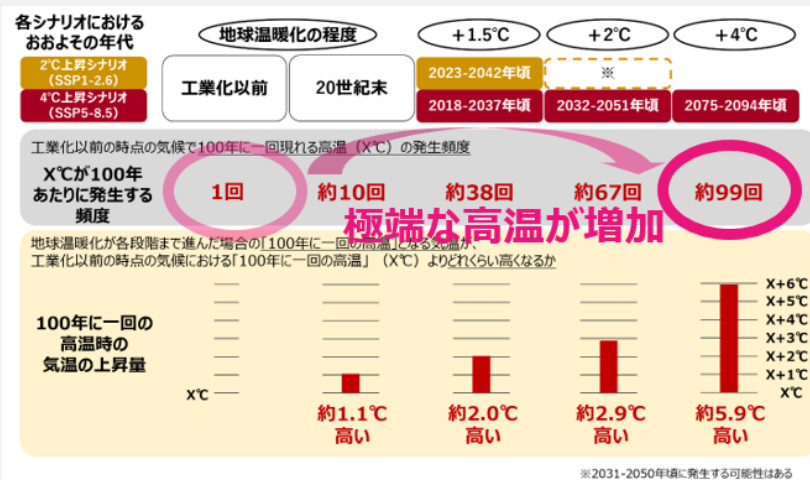
国や都の動き

未来予測等

(1) 地球環境問題が深刻化 出典:気象庁「日本の気候変動2025」(令和7(2025)年)

- ✓ 極端な大雨の発生頻度や強度の変化
- ✓ 極端な高温の発生頻度や強度の変化
- ✓ 年平均気温が2024年までの間に100年当たり1.40℃上昇
- 工業化以前に100年に一回現れていた大雨は、世界平均気温が2℃上昇した場合100年に約2.8回、4℃上昇した場合100年に約5.3回に増えると予測(全国平均)
- 工業化以前に100年に一回現れていた高温は、世界平均気温が2℃上昇した場合100年に約67回、4℃上昇した場合100年に約99回に増えると予測(全国平均)
- 日本における年平均気温が1898～2024年の間に100年当たり1.40℃の割合で上昇

100年に一回の極端な高温の発生頻度と強度の変化



(2) 技術革新の進展 出典:内閣府ムーンショット型研究開発制度目標(令和2(2020)年～)

- ✓ 社会:急進的イノベーションで少子高齢化時代を切り拓く
- ✓ 環境:地球環境を回復させながら都市文明を発展させる
- ✓ 経済:サイエンスとテクノロジーでフロンティアを開拓する

2050年までの目標 ※一部抜粋

- 人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現
- AIとロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現
- 地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現
- 未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食糧供給産業を創出
- 激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現



(3) 都市再生ビジョン 出典:国交省「成熟社会の共感都市再生ビジョン」(令和7(2025)年5月)

- ✓ 「経済的価値」と「公共的価値」を官民連携で両立するために計画段階からの協働を促進
- ✓ 都市の固有の魅力に着目し、地域資源である既存ストックの活用を促進
- ✓ まちを「育てていく」という視点により、将来の可変性・柔軟性を許容する「余白」の創出を促進

取り組むべき5つの施策

- 協働型都市再生によるウェルビーイングの向上
- 余白を楽しむパブリックライフの浸透
- 地域資源の保全と活用によるシビックプライドの醸成
- 業務機能をはじめ多様な機能の集積による稼ぐ力の創出
- 共創・支援型エリアマネジメントによる地域経営

国や都の動き

都の計画

東京都 2050東京戦略(令和7(2025)年3月)

日本の成長を牽引し、人がいきいきと輝く都市・東京

- 地域の特長を生かした多様な拠点形成
- 水や緑を感じ楽しく歩ける空間創出
- 駅周辺や道路空間のリメイク等により、ウォーカブルな空間・まちを創出
- 空き家など既存ストックの活用やリノベーションによるまちづくりを推進

世界一のインフラが、人をつなぎ、暮らしを支える

- 緑豊かで魅力的な道路空間の創出
- 道路のバリアフリー化
- 次世代モビリティの社会実装
- 鉄道ネットワークの充実
- 乗り換えしやすい交通結節点の形成、地域公共交通の充実・強化
- 多様な交通モードの導入(デマンド交通、舟運など)



豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市へ

- 東京グリーンビズの推進(100年先を見据え、都民や企業などとともに、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組み)

脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献

- 再エネの基幹エネルギー化、エネルギー効率の最大化
- 水素エネルギーの社会実装化、サーキュラーエコノミーへの移行

災害の脅威から都民を守る、世界で最も強靱な都市へ

- TOKYO 強靱化プロジェクトの推進、自助・共助・公助の推進

東京都 都におけるアフォーダブル住宅の取組みについて (令和8(2026)年3月改訂)

- 民間活力や既存ストックを活用して、住まいの選択肢をより一層充実させる施策の一環として、まちづくりの観点も持ちながら、手頃な価格で安心して住むことができる「アフォーダブル住宅」の供給の誘導を図り、子育て世帯などにとっても住みやすい環境を形成する

東京都 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 - 東京都市計画(令和3(2021)年3月変更)

東京の都市構造

- 「渋谷」は「中核的な拠点」、「恵比寿、原宿・明治神宮前、代々木、笹塚、表参道」は「活力とにぎわいの拠点」に位置付け。

主要な都市計画の決定の方針 I 主要な都市計画の決定の方針

- 駅や駅前広場、地下空間などの再整備と併せて、周辺街区の再編や機能更新を進め、魅力のある拠点を創出する(例:新宿駅周辺、池袋駅周辺、渋谷駅周辺など)。(6)市街地において特に配慮すべき土地利用の方針)
- (中略)「渋谷駅周辺地域」(中略)など、都市再生緊急整備地域では、地域整備方針に基づき、地域に求められる多様な機能の充実や公共施設の整備などにより、高次な都市機能の集積及び居住環境の向上を図る。(7)都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域における整備の方針)

主要な都市計画の決定の方針 II 輝かしい東京の実現に向けた主な計画

- 首都高速道路の大規模更新等:
【1号羽田線、3号渋谷線、都心環状線】【都心環状線、3号渋谷線など 55km】

※次ページへ続く

東京都 東京都市計画 都市再開発の方針(令和3(2021)年3月変更)

- 再開発促進地区(2号又は2項地区)を指定(新規、廃止)

東京都 東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針(令和4(2022)年10月変更)

- 住宅市街地の開発整備の目標、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を定め、重点地区を指定(新規、廃止)

東京都 東京都市計画 防災街区整備方針(令和4(2022)年6月変更)

- 防災再開発促進地区を指定(新規、区域変更、除外)

2-1 基礎調査 イ. 上位・関連計画等との整理

国や都の動き

都の計画

東京都 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 - 東京都市計画(令和3(2021)年3月変更) 特色ある地域の将来像

渋谷

- ・駅周辺の建築物の更新が進み、商業・娯楽施設、コンテンツ系産業、文化・交流機能等が高度に集積し、自立分散型エネルギーが確保された中核的な拠点を形成し、ファッションやエンターテインメントなどの先進的な文化を国内外へ発信
- ・駅改良や駅前広場の整備やユニバーサルデザインのまちづくりが進むことにより、快適な歩行者空間の充実が進み、地区ごとに個性のある多様な商業・文化施設の集積を生かし、回遊性が高く、歩いて楽しい地域を形成
- ・都市開発諸制度や都市再生特別地区などの活用により、交通結節機能の強化と合わせ、多様な機能が集積した中核的な拠点を形成を推進するとともに、駅周辺では、高い商業集積を生かして、老朽化し機能更新が求められている市街地を、地区計画や街区再編まちづくり制度の活用などにより、共同化や個別建替えを促進することで、にぎわいの維持・増進や防災性を向上
- ・都市再生ステップアップ・プロジェクトにより都有地の土地利用転換が図られ、世界に向けた生活文化やファッション産業などの発信拠点を形成するとともに、歩いて楽しいまちを形成
- ・再生された渋谷川の親水空間を軸に緑の遊歩道が整備されるなど、水と緑のネットワークを形成

恵比寿

- ・商業や業務の集積、個性的な飲食店や物販店の立地、質の高い住宅の充実などにより、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成

代官山

- ・旧山手通り沿道のゆとりある整った街並み景観を継承し、個性ある商業施設やカフェ、レストラン、コワーキングスペースなどが立地し新たなライフスタイルを創造する、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成

代々木

- ・明治神宮に繋がる西参道エリアにおいては、歴史を感じる緑豊かな歩行者空間を形成するとともに、ライフスタイルの提案機能やクリエイティブ機能などの多様な機能が集積し、文化の交流を創出する活力とにぎわいの拠点を形成

千駄ヶ谷

- ・新国立競技場や関連施設の整備に伴う国内外から訪れる人の増加に合わせ、ふさわしい機能を駅前に集約し、土地の有効利用と高度利用を図り、緑あふれる安全で快適な歩行者空間を形成
- ・歴史文化資源のある地域特性を生かし、国内外から人々が集う、伝統文化・芸術・教育機能が集積した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成

原宿・明治神宮前・表参道・青山一丁目

- ・地下鉄駅周辺の市街地の更新を図り、ファッションやコンテンツ等の企業集積を図るとともに、表参道、青山通り、キャットストリート(旧渋谷川遊歩道)などの街並みや個性的な商業集積などを生かし、服飾雑貨等の生活文化の発信や交流を担う活力とにぎわいの拠点を形成
- ・南青山では、地域特性に応じた住環境と業務、商業などの都市活動の均衡が取れた魅力的な複合市街地の形成に合わせて公園機能を確保し、青山霊園などと一体となった地域の防災性の向上やみどり豊かで快適な都市空間を創出
- ・市街地の更新の機会を捉え、土地の高度利用を図りながら、みどり豊かで職・住・遊が融合したまちを形成

神宮外苑

- ・スポーツ施設の更新、いちよう並木から絵画館を望む景観の保全、歩行者空間の整備、飲食店や商業施設の立地などにより、にぎわいと風格のあるスポーツクラスターを形成
- ・迎賓館や青山霊園などの大規模な緑空間や歴史・文化景観が保全・活用され、周辺の住宅や商業・業務施設などと調和し、まちと緑が一体となった市街地を形成

環7周辺

- ・JR山手線と環状第7号線の間を中心に広がる木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、無電柱化、建築物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生

笹塚

- ・土地の高度利用や有効活用による商業施設の集積、住環境の改善、広場空間の整備が進むとともに、玉川上水旧水路緑道やにぎわいのある商店街を生かし、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成
- ・木造住宅密集地域の改善や建築物の不燃化、狭あい道路の解消などが進むとともに、公園などのオープンスペースの確保や緑化の推進などにより、潤いと活力のあるまちを形成

2-1 基礎調査

イ. 上位・関連計画等との整理

渋谷区の計画

上位・関連計画等の一覧

・区の上位計画

名称等	策定・改定時期
渋谷区基本構想	平成28(2016)年10月
渋谷区長期基本計画2017-2026	平成29(2017)年2月
渋谷区実施計画2023	令和5(2023)年2月

・区の分野別計画

分野	計画等名称	策定・改定時期
A それぞれの成長を、一生よるこべる街へ。(子育て・教育・生涯学習分野)	渋谷区子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)	令和7(2025)年3月
	第2次男女平等・多様性社会推進行動計画(令和4年度から令和8年度末)	令和4(2022)年3月
B あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ。(福祉分野)	渋谷区地域福祉計画	令和4(2022)年4月
	渋谷区重層的支援体制整備事業実施計画(渋谷区地域福祉計画別冊)	令和5(2023)年4月
	しづや いきいき あんしん プラン(第9期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)	令和6(2024)年3月
	渋谷区障がい福祉推進計画(第8次渋谷区障がい者保健福祉計画・第7期渋谷区障がい福祉計画・第3期渋谷区障がい児福祉計画)	令和6(2024)年3月
	第二期渋谷区成年後見制度利用促進基本計画	令和6(2024)年4月
	令和7年度渋谷区による障がい者就労施設等からの物品等の調達方針	令和7(2025)年6月
	誰もが自分らしく暮せるまち しづや	令和4(2022)年4月
C 思わず身体を動かしたくなる街へ。(健康・スポーツ分野)	渋谷区健康増進計画(2024～2029年度)	令和6(2024)年3月
	渋谷区スポーツ推進計画(第二期)	令和5(2023)年12月
	第2次渋谷区自殺対策計画	令和6(2024)年3月

※令和元(2019)年12月以降に策定・改定されたものは■マーカー表示。
改定を行っている場合は改定年月を記載。

2-1 基礎調査 イ. 上位・関連計画等との整理

渋谷区の計画

上位・関連計画等の一覧

・区の分野別計画

分野	計画等名称	策定・改定時期
D人のつながりと意識が未来を守る街へ。(防災・安全・環境・エネルギー分野)	渋谷区地域防災計画(令和5年度修正)	令和6(2024)年3月
	渋谷区業務継続計画	令和7(2025)年3月
	渋谷区震災復興マニュアル	令和2(2020)年2月
	渋谷区国民保護計画	令和3(2021)年3月
	渋谷区みどりの基本計画	令和6(2024)年4月
	渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針	令和2(2020)年4月
	渋谷区環境基本計画2023	令和5(2023)年4月
	渋谷区一般廃棄物処理基本計画	令和6(2024)年3月
	渋谷区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画	令和6(2024)年11月
	渋谷区耐震改修促進計画(令和3年3月改定)	令和3(2021)年3月
	渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画	令和6(2024)年3月
	本町地区防災都市づくりグランドデザイン(令和3年3月)	令和3(2021)年3月
	猿楽橋等整備方針	平成29(2017)年3月
	渋谷区公共施設等総合管理計画2022-2031	令和4(2022)年3月
	渋谷区一般建物施設長寿命化計画2021-2030	令和3(2021)年3月
	渋谷区公営住宅等長寿命化計画	令和7(2025)年3月
	渋谷区学校施設長寿命化計画	令和3(2021)年3月
	渋谷区橋りょう長寿命化修繕計画(第3次:2022~2026)	令和7(2025)年11月
	渋谷区トンネル長寿命化修繕計画(第2次計画)	令和7(2025)年8月
	渋谷区人工地盤長寿命化修繕計画	令和3(2021)年3月
渋谷区公園施設長寿命化計画	令和3(2021)年3月	

分野	計画等名称	策定・改定時期
E愛せる場所と仲間を、誰もがもてる街へ。(空間とコミュニティのデザイン分野)	渋谷区まちづくりマスタープラン	令和元(2019)年12月
	渋谷区住宅マスタープラン(しびや多様・快適・安心すまいプラン)	令和3(2021)年3月
	渋谷区公共サインガイドライン	平成30(2018)年3月
	渋谷駅周辺地域交通戦略	令和2(2020)年3月
	渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想	令和7(2025)年3月
	渋谷区トイレ環境整備基本方針	平成30(2018)年11月
	第11次渋谷区交通安全計画(令和3年度~令和7年度)	令和4(2022)年3月
	渋谷区自転車活用推進計画	令和2(2020)年4月
	渋谷区自転車等駐車場の整備と駐輪対策に関する方針	令和3(2021)年5月
	渋谷区自転車通行環境整備計画(第二次)	令和3(2021)年5月
	渋谷区空家等対策計画	令和6(2024)年3月
	渋谷区用途地域等指定方針	令和5(2023)年3月
	ケアコミュニティ・原宿の丘建て替え基本計画	令和5(2023)年3月
	渋谷区景観計画	平成25(2013)年3月
	渋谷区魅力ある公園整備計画	令和3(2021)年8月
	渋谷駅中心地区まちづくりガイドライン2007	平成19(2007)年9月
	渋谷地区駐車場整備計画	平成25(2013)年1月
	渋谷駅中心地区まちづくり指針2010	平成23(2011)年3月
	渋谷駅中心地区広場ビジョン	令和7(2025)年12月
	神南・宇田川周辺地域まちづくり指針	平成31(2019)年3月
渋谷駅周辺まちづくり基本理念	令和2(2020)年4月	
Gビジネスの冒険に満ちた街へ。(産業振興分野)	渋谷区産業・観光ビジョン	令和2(2020)年4月
	渋谷区まち・ひと・しごと創生総合戦略(渋谷区長期基本計画2017-2026)第6章)	令和3(2021)年3月

※令和元(2019)年12月以降に策定・改定されたものは■マーカー表示。
改定を行っている場合は改定年月を記載。

2-1 基礎調査 イ. 上位・関連計画等との整理

上位・関連計画等との整理

2020年以降のまちづくりを取り巻く社会潮流

・2020年以降のまちづくりに係る社会潮流としては、脱炭素・レジリエンス・デジタル化等を軸に、都市空間と暮らしの質向上を図る方向へ進展している。

(1) 2050年カーボンニュートラルの実現・グリーントランスフォーメーション(GX)の推進

- ・2050年カーボンニュートラルやネットゼロ達成を見据え、第三次国土形成計画や国土交通省技術基本計画等において「脱炭素化」が主要な柱として位置づけられ、建築物省エネ法改正や再エネ利用促進区域の設定など、都市スケールでの温室効果ガス削減を図るための制度整備が進展。同時に、都市緑地法改正や東京グリーンビズのような施策を通じて、戦略的な都市緑地の確保・更新、サーキュラーエコノミーへの移行等を組み合わせ、脱炭素と地域経済・イノベーションの好循環を生み出すグリーントランスフォーメーション(GX)型のまちづくりが推進されている。

(2) 巨大災害・気候危機を踏まえたレジリエンス強化

- ・極端な大雨や高温の頻度・強度の増大など、気候変動の影響が顕在化する中で、第三次国土形成計画等において「防災・減災が主流となる社会」が掲げられ、国土・都市レベルでのレジリエンス向上がまちづくりの前提条件として位置付けられている。

(3) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・第5期国土交通省技術基本計画等において、デジタルとリアルの融合による統合的な国土・都市マネジメントが掲げられ、AI・ロボット・センサー等を活用したスマートシティの取組みが本格化している。
- ・交通、防災、エネルギー、公共施設などの分野横断でデータを連携・活用し、都市運営の効率化と住民参加の高度化を図ることで、暮らしの質と都市経営の両面で効果を発揮するDX型まちづくりが推進されている。

(4) 人間中心のまちづくりを実現、ウォークブルな空間の創出

- ・都市再生特別措置法や道路法等の改正により、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」や「歩行者利便増進道路(ほこみち)」制度が創設されるなど、道路・広場・河川空間等を活用した滞在型・歩行型の都市空間づくりが制度面から後押しされている。
- ・都市緑地法改正や東京グリーンビズ等を通じて、気候変動適応・防災・景観・生物多様性・健康増進等の多面的効果を持つグリーンインフラの整備・保全・活用が重視され、環境と賑わいを両立させる公共空間マネジメントが求められている。

(5) 官民連携による都市再生と「公共的価値」の創出

- ・成熟社会を前提とした都市再生ビジョンでは、「経済的価値」と「公共的価値」を官民連携で両立させ、地域固有の魅力や既存ストックを活かしながら、将来の変化を許容する「余白」を持つまちづくりを進めることが掲げられている。
- ・エリアマネジメントや都市再生推進法人等を通じて、ウェルビーイングの向上やシビックプライドの醸成、多様な機能の集積による「稼ぐ力」の創出など、エリア単位での協働型都市経営を志向する流れが強まっている。

2-2 まちづくりの実現化方策の点検

まちづくりの実現化方策の点検

構成

ア. 庁内ヒアリングの実施

庁内ヒアリングの目的

庁内ヒアリング内容



イ. 庁内ヒアリングとりまとめ

1. 【第2章】関連計画の改定状況等について

2. 【第2章】渋谷区のあゆみと社会の動きについて

3. 【第7章】まちづくりの担い手を支援・育成する取組みについて(まちづくりに関する取組み状況の進捗整理)

4. 【その他】分野横断の取組みについて

2-2 まちづくりの実現化方策の点検

ア. 庁内ヒアリングの実施

ヒアリング実施概要

庁内ヒアリングの目的

庁内ヒアリング(事前アンケートおよび内容聞き取りの打合せ)の結果を踏まえ、まちづくりの取組み等の現状把握及び残された課題をとりまとめることを目的とする。
・渋谷区まちづくりマスタープランの改定に向け、令和元(2019)年12月の渋谷区まちづくりマスタープラン策定後、主に「【第2章】関連計画の改定状況等について」、「【第2章】渋谷区のおゆみと社会の動きについて」、「【第7章】まちづくりの担い手を支援・育成する取組みについて」、「【その他】分野横断の取組みについて」に関して、社会動向や庁内施策の変化等を把握するため、庁内各部署への事前アンケートおよび、内容聞き取りの打合せを行った。

庁内ヒアリング内容

【第2章】関連計画の改定状況等について

- ・2020年以降の関連計画の改定状況
- ・今後の関連計画の改定予定
- ・関連計画に記載されているまちづくり関連の評価指標及び施策の進捗度合い
- ・進捗に影響したと思われる要因

【第2章】渋谷区のおゆみと社会の動きについて

- ・マスタープラン第2章の記載内容を確認の上、各関連計画と照合して修正や追記(各計画で新たに盛り込んでいる現状等)が必要な箇所や内容
- ・関連計画で記載している取組みを後押しするために追記すべき事項
- ・関連計画等

【第7章】まちづくりの担い手を支援・育成する取組みについて

- ・体制の構築(立ち上げメンバー、運営メンバー、今後の見通し、求める支援等)の観点における現状
- ・体制の構築の観点での進捗に影響したと思われる要因
- ・まちづくりの担い手の確保(活動内容、参加メンバー、活動主催者の選定方法、活動主催者との連携方法、活動主催者の問題点、参加者確保等)の観点における現状
- ・まちづくりの担い手の確保の観点での進捗に影響したと思われる要因
- ・企業などとの連携(参加企業名、参加期間、参加企業に期待すること等)の観点における現状
- ・企業などとの連携の観点での進捗に影響したと思われる要因
- ・地方との連携(活動場所、渋谷区以外の都市との連携、連携に関して求める支援等)の観点における現状
- ・地方との連携の観点での進捗に影響したと思われる要因

【その他】分野横断の取組みについて

- ・渋谷区まちづくりマスタープラン等記載の事例を参考に、各所管課で計画している又はすでに取り組んでいる事業等アプローチ

【内容聞き取りの打合せ】

まちづくりマスタープラン策定当時の幹事会構成員を活用して、現在の組織に対応させ、庁内ヒアリングを実施
上記の事前アンケート結果に基づき、各部署へ内容の聞き取りを実施。

2-2 まちづくりの実現化方策の点検

イ. 庁内ヒアリングとりまとめ

ヒアリング結果(現状および課題の整理)

1.【第2章】関連計画の改定状況等について

①国、都などの上位計画の策定・変更により、策定・変更された計画

○渋谷区住宅マスタープラン(令和3(2021)年)
・住宅セーフティネット法が令和3(2021)年に策定されたことを受けて、令和3(2021)年に策定。

○渋谷区空家等対策計画(令和6(2024)年)
・空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことを受けて、令和6(2024)年に取組みを追加し改定。

○一般廃棄物処理基本計画(令和6(2024)年)
・食品ロス削減法が策定されたことを受けて、令和6(2024)年に取組みを追加し変更。

②全国的な社会動向の変化により、策定・変更された計画

コロナ流行による社会、生活の変化

○渋谷区自殺対策計画(令和6(2024)年)
・令和6(2024)年4月に第二次渋谷区自殺対策計画を策定。
・コロナ禍で自殺者が増加したため、それらを課題と捉えて内容を更新。

○子ども・子育て支援事業計画(令和7(2025)年)
・コロナの影響により保育事業の利用控えが見られた
・子育て世帯のニーズが多様化している。(特に3歳以降はインターナショナルスクールなど選択肢が増加)
- 経済的支援の拡充として、認可外保育所への支援などを実施。

デジタル化の推進

○渋谷区スマートシティ推進基本方針(令和3(2021)年)
・データを活用して産官学含めて繋がりやすく、施策や課題に活かし、都市全体のウェルビーイング・シティプライドの向上を図ることが推進基本方針自体の構築の背景。

環境問題対策

○渋谷区建築物再生エネルギー利用設備の促進に関する計画(令和6(2024)年)
・2050年カーボンニュートラル目標、令和5(2023)年策定の渋谷区環境基本計画、令和4(2022)年6月公布の脱炭素社会実現に向けた建築物エネルギー消費性能向上に関する法律改正を受けて計画を策定。

③庁内の施策の進捗、区内の環境変化などに伴い変更している計画

○渋谷区公共施設等総合管理計画(令和4(2022)年)
・公共施設の再配置による、地域コミュニティ等への影響が大きいため7領域に基づいて来年度改定予定。

2-2 まちづくりの実現化方策の点検

イ. 庁内ヒアリングとりまとめ

ヒアリング結果(現状および課題の整理)

2.【第2章】渋谷区のあゆみと社会の動きについて

①渋谷区のまちづくりを取り巻く状況

【グローバル化】

・グローバル化が一層進展し、訪都外国人旅行者の訪問先は「渋谷」が1位に。外国人居住者や観光客の増加に伴い、公共施設においても多言語対応や文化的多様性への配慮が求められている。

【災害、気候変動、環境対策】

・地球温暖化による風水害の激化、直下型地震リスク増大。避難所機能や災害対応拠点としての役割が求められる。耐震性・浸水対策・備蓄機能の強化に加え、平時から地域住民が利用しやすい施設設計が重要である。「脱炭素」という概念が社会変化の重要要素として登場。

【デジタル化】

・AI・IoT・ロボティクス・ペロブスカイトなどの技術革新。一般的にICT教育を導入している。デマンド交通の実証実験を開始。

【多様性に対する考え方の変化】

・DE&Iや性のありよう(SOGIE:性的指向、性自認、性表現)を包括的に捉える考え方が浸透。

【コロナなどを踏まえたライフスタイルの変化】

・公共施設の利用形態にも柔軟な利用が可能なコワーキングスペースや、時間貸し可能な多目的室の整備など、ライフスタイルに対応した施設設計が求められる。コロナによる保育事業の利用控えや子育て世帯のニーズが多様化している。

②渋谷区のあゆみと特色

【多様な主体によるまちづくり】

・新たにまちづくり協議会が認定されるなど、多様な主体によるまちづくりの取組みが進展している。公園数の増加に加え公園の役割や利用者のニーズが多様化。

【クリエイティブ産業・IT産業の集積】

・渋谷区産業観光ビジョンの反映。(渋谷は「生活文化」的なクリエイティブ産業・IT産業の集積地を目指す)

・公共施設の整備にも、スタートアップ支援機能やクリエイティブ産業向けのインキュベーションスペースを備えた複合施設の導入により、地域経済の活性化と文化的発展を同時に促進する。

【地域不燃化の推進】

・不燃化集中支援事業に関して、不燃化領域により重点整備地域(不燃化特区)に指定され、特区の支援をもらっていたが、本町二～六丁目地区については、概ね70%程度を超えたため、令和7年度で事業対象外となる。

【文化を活かしたまちづくりの推進】

・街の個性を活かした文化事業を展開している。また、多様なエンタテインメント機能の強化、起伏のある地形を活かした界隈性を有する路地的空間の継承などを掲げる道玄坂二丁目地区地区計画(令和3年決定)など、文化資源の活用や保全に寄与する地区計画を複数定め、まちづくりを誘導している。

③渋谷区のまちづくりのテーマ

【集合住宅の増加に対する課題感】

・土地利用の増減においては、集合住宅の増加が著しい。

【ウォーカブルなまちづくりの推進】

・ほこみち制度の活用検討などウォーカブルなまちづくりの進展。

2-2 まちづくりの実現化方策の点検

Ⅰ. 庁内ヒアリングとりまとめ

ヒアリング結果(現状および課題の整理)

3. 【第7章】まちづくりの担い手を支援・育成する取組みについて(まちづくりに関する取組み状況の進捗整理)

支援・育成の視点	体制・外部連携	情報・知識・人材育成	場所	資金	ルール
支援・育成の視点	<ul style="list-style-type: none"> 体制の構築 まちづくりの担い手の確保 企業などとの連携 地方との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的なノウハウの提供 リアルタイムな情報の提供 まちづくりの担い手の育成 国際化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックスペースの有効活用 遊休不動産の活用 マッチング 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり活動に必要な資金の確保 まちづくり組織の収入源の確保や充実 	<ul style="list-style-type: none"> 新たなルールづくり 新たな制度づくり 既存ルールの充実 既存ルールの緩和
支援・育成の取組みや仕組み(例)	<ul style="list-style-type: none"> 共創型まちづくりプラットフォーム・エリアマネジメント組織・まちづくり協議会等の組成や運営における支援 まちづくり協議会の認定 友好都市提携(トルコ)、姉妹都市提携(ホノルル、ペルー) 観光・文化交流協定(鹿児島市) 企業や大学との連携による社会課題解決(S-SAP協定など) まちづくりにおける大学や大学院ゼミとの連携 活動のきっかけの提供 シルバー人材との連携 地域による管理(緑・公園・菜園・花壇など)(仮設FARMなど) 既存の組織・主体にとられないマネジメント(オープンな組織づくりなど) 地域やコミュニティをつなぐ組織や仕組み(一般社団法人渋谷未来デザイン(FDS)の設立、一般社団法人ササハタハツまちラボの設立など) 渋谷民の声を集める機会 国際的なイノベーション・エコシステムの構築などに取り組む(一般社団法人渋谷国際都市共創機構(SII)を設立) スタートアップ支援(スタートアップ支援事業イノベーションエコシステムを形成し、区民のWell-Beingを向上) グローバル化(外国人居住者や観光客の増加に伴い、公共施設においても多言語対応や文化的多様性への配慮したグローバル化) 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり専門家の派遣 まちづくり相談窓口の設置 区のメディアによる情報提供 渋谷区全庁統合型GIS 地域の状況や資源に関する情報の提供 まちづくりに関する知識の共有 まちづくり協議会などが行っている活動の紹介 最先端の「知」の共有 NPO等による中間支援 外国人等対応のサイン 公的情報の多言語化 学校教育におけるシティプライドの醸成 新しい担い手たちの情報発信の場の提供 まちづくり専門家の育成・支援 SHIBUYA CREATIVE JUNCTIONを活用した地域活性化(活用可能性のある都市空間の集約や、活動の周知、記録などを行えるプラットフォームがなかったために立ち上げた) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の活用 学校施設の活用 公共空間の活用(道路・公園など) 活動や交流の機会の提供(おとなりサンデー・場づくり講座など) 民間施設の活用(公開空地など) 空家等のリフォーム・リノベーションの促進と利活用マッチング 公共施設の計画において区民等の意見を聞く仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> 認定まちづくり協議会への支援 地域再生エリアマネジメント負担金制度 クラウドファンディング まちづくりファンド 様々な主体による助成金 企業協賛 地域組織による広告の運用および広告収入の地域への還元 イベント収入の活用 地域組織や地域活動などに対する資金的支援(区公認の組織や活動を対象にするなど) 	<ul style="list-style-type: none"> わがまちルール まちづくり指針 地区計画(策定、見直し) 都市計画提案制度 建築協定制度 まちづくり推進地区制度 まちづくり協議会の認定要件の緩和 まちづくり条例の改正の検討(協働型まちづくりを時代に合わせて発展させるため) 公共空間(公園、道路など)の柔軟な活用に向けた既存ルールの緩和 公共空間や場の使い方の新しいルール(渋谷区公開空地等の活用に関する地域まちづくり団体登録要綱)の策定 地域の子どもやお年寄りの見守り制度 自家用車の進入制限エリア 渋谷独自・地域独自のルールの策定とPR
課題			<ul style="list-style-type: none"> 空家等のマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設を活用した支援制度の具体化 地域組織や地域活動などに対する資金的支援の効果検証 広告媒体を活用した収益事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 公開空地の新しい使い方に関する検討

・紫字:渋谷区まちづくりマスタープラン策定時に「渋谷区による取組み」や「渋谷区の仕組み」のうち、すでにあるもの
 ・黒字:渋谷区まちづくりマスタープラン策定時に、特に取組みとして動いてはいないが想定として記載したもの
 →今回のヒアリング時に取組みを把握できたものを下線で示す
 ・赤字:今回の庁内ヒアリング時に、新たな取組みとして認識できたもの

2-2 まちづくりの実現化方策の点検

イ. 庁内ヒアリングとりまとめ

ヒアリング結果(現状および課題の整理)

4. 【その他】分野横断の取組みについて

渋谷区が目指す将来像(まちづくりの4つのアプローチ)に基づく取組み

①多様なライフスタイルを実現する生活環境の創出

【Ⅰ:分野横断による姉妹都市提携記念公園の整備】

・文化振興課および公園課が連携した姉妹都市提携記念公園の整備。

【Ⅱ:学務課の栄養士と連携した国際的な給食メニューの提供】

・文化振興課および学務課の栄養士と連携した国際的な給食メニューの提供。

【Ⅲ:教育分野との連携(シブヤ未来科での旧朝倉家住宅活用)】

・文化振興課、公園課、学務課、教育関連部署などが連携し、上記3点を推進。さらなる部署間の連携強化と新規プロジェクトの開発が課題。

【Ⅳ:世代間交流と防災協力】

・高齢者福祉課は、介護保険課、障がい者福祉課と連携した福祉避難所の運営訓練を実施。

②人々がいきいきと過ごせるパブリックスペースの創出

【Ⅴ:分野横断による公共施設整備】

・未来の学校づくり(広尾中学校と地域図書館を一体的に整備等):地域図書館を取り入れた建築計画を考えていく上で、教育政策課が他部署と連携。セキュリティレベルをどこで切るのか、などを整理してきた。防災拠点として防災課や、地域拠点としての地域学校支援課などとの連携。

・公共施設の活用拡大や、より幅広い分野間連携の構築が課題。

③環境問題や災害リスクに対応するみどりや仕組みの構築

【Ⅵ:分野横断によるインフラ整備】

・主要生活道路8号線及び6号線一部無電柱化事業:木密・耐震整備課や道路課などが連携し、緊急時の動線確保など防災生活道路の拡幅や無電柱化事業に取り組んでいる。

④多様な文化や新しいビジネスを生み育てる舞台づくり

【Ⅶ: DIG SHIBUYA】

・文化振興課、産業観光課、グローバル拠点都市課などが連携し、アートとテクノロジーを掛け合わせた渋谷らしいイベントを実施。

・アート系スタートアップと日本の大企業とのマッチングを実施し、将来的にはエリア拡大の可能性も検討。

・道路占用や屋外広告をはじめ公共空間活用では土木部・まちづくり推進部と連携。主体は、文化振興課だが、産業観光文化部全体で部署関係なく運営に係わっている。

2-2 まちづくりの実現化方策の点検

イ. 庁内ヒアリングとりまとめ

ヒアリング結果(現状および課題の整理)

4. 【その他】分野横断の取組みについて

渋谷区が目指す将来像(まちづくりの4つのアプローチ)に基づく取組みと分野別まちづくり方針の関係図

		分野別まちづくり方針				分野別まちづくり方針			
		1 土地利用・市街地整備	2 交通環境	3 生活しやすいまち	4 都市防災	5 都市環境	6 みどりと水	7 都市景観	8 産業・文化・観光
まちづくりの4つのアプローチ	A 多様なライフスタイルを実現する生活環境の創出	(1)複合的な土地利用の展開 (2)個性を生かした地域の育成・整備 (3)土地利用・市街地整備の区分と方針 III:教育分野との連携	(2)公共交通ネットワークの強化 (3)自転車ネットワークの整備 (4)誰もが快適に移動できる手段の強化 (7)渋谷駅周辺地域まちづくり	(1)安全・安心な住環境の整備 II:国際的な給食メニューの提供 (2)住生活環境の整備 IV:世代間交流と防災協力 (7)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進		(6)リデュース・リユースを軸とした3R ¹ の推進 (8)生活環境の保全・美化		(4)多様な主体による景観形成の取組み I:分野横断による姉妹都市提携記念公園の整備	(6) II:国際的な給食メニューの提供 III:教育分野との連携
	B 人々がいきいきと過ごせるパブリックスペースの創出	V:分野横断による公共施設整備	(1)人が中心の道路空間づくり (3)自転車ネットワークの整備 (4)誰もが快適に移動できる手段の強化 (5)外国人等多様な来街者にも分かりやすい標識(サイン)の環境整備 (6)インフラ・公共施設等の長寿命化 (7)渋谷駅周辺地域まちづくり	(6)福祉のまちづくりの推進 (5)スポーツまちづくりの推進 V:分野横断による公共施設整備 (7)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	(2)防災に資するオープンスペースづくり		(4)多様な主体による公園・オープンスペースの魅力づくり	(1)地域特性に応じた景観形成 (2)ゆとりと潤いのネットワークを形成	(8)昼も夜も楽しめる都市
	C 環境問題や災害リスクに対応するみどりや仕組みの構築	VI:分野横断によるインフラ整備	(6)インフラ・公共施設等の長寿命化	(1)安全・安心な住環境の形成 (9)区民や来街者の安全・安心の確保	(4)災害に強いまちづくりの推進 (2)防災に資するオープンスペースづくり (3)水害対策 (4)災害時の都市機能のマネジメント (5)水素社会 ⁴ への取組み (6)復興事前計画等の検討 (7)帰宅困難者対策の推進 (8)業務継続計画(BCP)の策定及び被災者生活再建支援システムの導入 (9)防災・まちづくりの連携による防災・まちづくりの推進 適切な維持管理や更新	(1)高エネルギーの削減 (2)低炭素型都市の実現 (3)暑熱対策・ヒートアイランド現象 ² 対策の推進 (4)再生可能エネルギー等の活用 (5)水素社会 ⁴ への取組み	(1)みどりとのネットワーク (2)みどりの保全・更新・創出 (3)みどりを生かした魅力づくり (4)多様な主体による公園・オープンスペースの魅力づくり (5)みどりと生物多様性の保全 (6)みどりの啓発		
	D 多様な文化や新しいビジネスを生み育てる舞台づくり	VII: DIG渋谷	(2)個性を生かした地域の育成・整備 VII: DIG渋谷	(8)商店街の魅力向上	(7)帰宅困難者対策の推進 (8)業務継続計画(BCP)の策定及び被災者生活再建支援システムの導入			(3)歴史的建築物の保全と活用	(1)国際都市にふさわしいビジネス環境 (2)新しいビジネスが生まれる産業創出の場の形成 (3)文化・エンタテインメント VII: DIG渋谷 (5)文化遺産と伝統文化の保全と継承 (7)渋谷の観光要素の情報発信 (8)昼も夜も楽しめる都市

2-3 区民等意向把握

構成

1. 調査実施概要



2. 調査結果概要

2-3 区民等意向把握

ア. アンケート調査の実施

- 区民等を対象に、まちづくりに関する評価や意向を把握するため、アンケート調査の検討・実施を行い、アンケート調査結果で収集した意見を整理し、区民の意向をまとめる。

1. 調査実施概要

■調査目的

渋谷区では、20年後の渋谷区が目指すべき将来像を見据え、平成28年10月に「渋谷区基本構想」を策定し、この基本構想をまちづくりの視点から実現するため、令和元年12月に「渋谷区まちづくりマスタープラン」を策定した。

本プランの策定から5年が経過し、区民の意向も踏まえ、これまでの取組みの進捗状況や効果を検証するとともに、今後の方向性を見直すための点検・評価を行うため、本調査を実施した。

■調査対象

・住民基本台帳から無作為抽出による、満18歳以上の渋谷区民3,000人(外国人を含む)

※封筒のあて名のご本人または、同居家族の方が回答

■調査期間

・2025/9/10~2025/9/30

■調査方法

【調査方法】

・紙面のアンケート用紙の配布によるアンケート調査（web回答も可能なように紙面にQRコードを添付）

・日本語と英語の2か国語対応（紙アンケートは日本語のみ、WEBアンケートは日本語、英語の2か国語で実施）

【配布・回収方法】

・送付：郵送

・回収：郵送、WEB

■配布部数

・3,000部

■回答状況

【回答数】

・紙面回答：528件

・web回答(日本語)：176件

・web回答(英語)：10件

⇒計：714件（回答率：23.9%）

【その他】

・調査票受取拒否：1件

・調査票配達不可：15件

⇒計：16件

■調査内容(概要)

I. “渋谷区 まちづくりマスタープラン” について

II. 渋谷区の “15年後の未来像” について(基本構想策定から20年後の未来として、現在から15年後の未来について)

III. 今後の渋谷区のまちづくりに関するご意見について

○まちづくりの方向性について

○道路や交通について

○生活しやすいまちづくりについて

・子育てについて

・福祉・健康について

○みどりと水・潤いのあるまちづくりについて

○持続可能なまちづくりについて

○魅力ある街並みづくりについて

○安心・安全なまちづくりについて

○産業・文化・観光のまちづくりについて

・産業・観光について

・文化について

IV. 渋谷区が “今後さらに取り組むべきだと思うこと” について

V. まちづくりへの参加について

VI. その他、ご意見、ご感想

VII. 個人属性について

<参考：2017年度に実施した渋谷区まちづくりマスタープランに関するアンケート>

・■発送数

・3,117通

■回答結果

・回答数：844件

⇒ 紙面回答：802件、web回答：42件

・回答率：27.3%（宛先不明での返送分30通を除いた3,087通に対する割合）

<参考>

一般的に国などが行っている標本調査に倣い、回答比率0.5（最もばらつきが大きい状態）、標本誤差±5%、信頼水準95%とした場合に必要となる標本数は約385件であり、本調査の回答数は、区民意向の全体的な傾向を把握する上で一定の統計的妥当性を有すると考えられる

2-3 区民等意向把握

イ. 意向調査のまとめ

2. 調査結果概要

まちづくりに関する取組みに対する重要度の把握

第2章3 渋谷区のまちづくりのテーマを点検

渋谷区まちづくりマスタープランの認知や内容の理解が進んでいない結果となった。周知等に課題がある。渋谷区が「今後さらに取り組むべきだと思うこと」については、「暑さ対策や豪雨・災害など、気候変動への備えを強化する取組み」の要望が強い。全体として、前回調査(2017年)と今回調査(2025年)を比較して、回答傾向に大きな差異はみられない。

1. あらゆる人が自分らしく生きられる住環境

「生活利便施設など日常を支えるサービス機能の充実」や「区施設・鉄道等のバリアフリー化」への支持が高く、歩道の安全性や子どもが自由に遊べる場所の拡充など、年齢や属性を超えた“住環境の維持・向上”が求められている。「多世代がつながり、相互に相談や支援ができる共助の仕組みづくり」や、「高齢者・障がい者・児童等の活動を支える地域拠点の整備」「在宅介護を支援する地域拠点施設の整備・充実」も、いずれの年も比較的高い選択割合であり、福祉・子育て施策と連動したまちづくりへの期待が示されている。一方、「保育環境の整備・充実」は2017年より2025年で低下しており、保育施設の拡充については一定の評価がみられる。

2. 快適に移動でき、にぎわいある都市空間

「安全な自転車走行空間・レーン整備」や「主要駅・施設への公共交通ネットワーク強化」への支持が高く、快適な移動基盤の整備と、日常的なにぎわい創出の両立が求められている。子育て環境との関係では、「子連れでも安心してスムーズに移動できる歩道や移動手段の確保」が2017年より2025年で上昇しており、子育て世代の移動のしやすさへの要望が強まっている。

3. 人のつながりが育む都市の持続可能性

「商店街と地域、民間企業が連携した賑わいの創出や魅力の向上」への支持が高く、多世代のつながりを活かす“共助”の仕組みづくりや情報の連携強化が求められている。「今後さらに取り組むべきこと」では、「暑さ対策や豪雨・災害など、気候変動への備えを強化する取組み」が多くなっており、都市の持続可能性に直結する気候変動対策への要望が強い。

4. 多様な人々を受け入れ発展する文化とビジネス

「文化・エンタテインメントの情報や空間の連携」「地域固有の文化の振興」への関心が上昇。観光の量的拡大よりも、地域と共生する質的な発展が評価される。同じく産業・観光分野では、「創業に意欲的な人材や地域企業の新たな事業展開への支援」や、「ファッション・デザイン・情報通信業など渋谷の特徴的な産業に携わる人材の育成」、「地域の人々がふれあい・交流できるイベントや場の提供」が、選択割合を伸ばしている。

3. 評価

3. 渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた評価

基礎調査、庁内ヒアリング、区民等意向把握の結果を踏まえ、渋谷区まちづくりマスタープランの中間見直しに向けた評価(点検を踏まえ、マスタープランの修正の必要性について検証)について章ごとに整理を行う。

3-1 第2章(渋谷区のあゆみと社会の動き)

1. 渋谷区のまちづくりを取り巻く状況

- 基礎調査から、グローバル化の進展(訪都外国人の渋谷選好の上昇)、人口動態の変化(単身化・高齢化の進行、若年単身層の増加)、気候変動・災害リスクへの備えの重要性の増大、技術革新(DX・スマートシティ化・デマンド交通)の進展といった、マスタープラン策定時に想定された社会潮流は概ね継続・強化している。
- 策定時の想定と異なる方向への急激な転換ではなく、上位関連計画や未来予測等により、各潮流の「強まり」がより明確化したものと整理できる。
- 前提とする「渋谷区のまちづくりを取り巻く状況」について、大きな想定違いはない。

2. 渋谷区のあゆみと特色

- 多様な主体によるまちづくりの取組み(まちづくり協議会の新規認定、地区計画の追加、まちづくりビジョンの策定等)に進展がみられる。
- 記載事項に大きな違いはない。

3. 渋谷区のまちづくりのテーマ

- 基礎とした主要データ(土地利用、世帯構成、単独世帯年齢構成、道路整備状況、不燃化率等)の更新結果からは、テーマ設定を覆すような変化は見られない。
- 区民等意向把握からは、生活利便施設やバリアフリー化、安全な自転車・歩行環境と公共交通、共助や気候変動対策、文化・エンタメと創業支援を通じて、多様な人が安心して暮らし、働き、楽しめる持続可能な都市空間への期待が示されており、大きな変化は見られない。
- テーマの根拠となる状況認識は概ね妥当であり、策定当初から大きな想定違いがないため、第3章で示す「将来像」そのものを大きく動かす必要性はない。

4. 上位・関連計画等

- 2020年以降に改定・策定された国・都の関連計画等の整理から、GX・レジリエンス・DX・ウォークブルの潮流がより明確になっており、内容の深度化が求められる。
- 区の分野別計画の改定が進展しているため、中間見直しに向けて整合を図る必要がある。

1. 協働型のまちづくりに向けて

- まちづくり協議会の新規認定、エリアマネジメント団体による広場・公共空間の活用、産官学連携によるS-SAP協定の拡大など、多様な主体によるまちづくりが進展した。現行計画策定時に想定された協働型まちづくりの枠組みが機能している。
- 一般社団法人渋谷未来デザイン（FDS）や一般社団法人ササハタハツまちラボなど、地域やコミュニティをつなぐ中間支援組織が機能し、区と民間の橋渡し役を担っている。
- 一般社団法人渋谷国際都市共創機構（SII）による国際的なイノベーション・エコシステムの構築、Shibuya QWSやSakura DeepTech Shibuyaとの協働など、新しい文化・ビジネスを生み育てる取組みが進展した。

4. まちづくりの担い手を支援・育成する取組み

- まちづくりの担い手を支援・育成する取組みは、第7章3「将来像の実現に向けた取組みの視点」の、1. そこにしか無い魅力や価値の源泉となる『地域の個性』の先鋭化、2. 人々の交流・連携・挑戦の舞台となる『パブリックスペース』の充実、3. 新しい文化やビジネスを生み育てる『挑戦者のためのエコシステム』の構築、4. 創造的・持続的なまちづくりを支える『共創のプラットフォーム』の充実、それぞれの観点から進められている。新たな取組みもマスタープラン策定時に想定されていたものであった。
- 体制・外部連携、情報・知識・人材育成、ルールは、新たな取組みがみられた。
- 体制・外部連携、情報・知識・人材育成、場所、ルールは、策定時に想定した取組みの進展がみられた。
- 場所、資金、ルールは、課題が挙げられた。
- 全体として、まちづくりの担い手となる「民」を支援・育成する取組みや仕組みの充実に向けた検討が進められている。

1. 体制・外部連携

- マスタープラン策定時に想定された取組みのうち、地域による管理（緑・公園・菜園・花壇など）（仮設FARMなど）、地域やコミュニティをつなぐ組織や仕組み（一般社団法人渋谷未来デザイン(FDS)や一般社団法人ササハタハツまちラボなど）が進捗した。
- まちづくり協議会の新規認定、官民連携でのオープンイノベーション、スタートアップ支援、グローバル化が新規に取り組みされた。

2. 情報・知識・人材育成

- 都市OS、SHIBUYA CREATIVE JUNCTION、オープンデータ・データダッシュボードを活用した地域活性化、学校教育におけるシティプライドの醸成（探究学習を義務教育に取り入れ、シティプライドをテーマとした取組み）が新規に取り組みされた。

3. 場所

- マスタープラン策定時に想定された取組みのうち、空家等のリフォーム・リノベーションの促進が進捗した。利活用マッチングが課題として挙げられた。

4. 資金

- 公共施設を活用した支援制度の具体化、地域組織や地域活動などに対する資金的支援の効果検証、広告媒体を活用した収益事業の展開が課題として挙げられた。

5. ルール

- 公共空間や場の使い方の新しいルール（渋谷区公開空地等の活用に関する地域まちづくり団体登録要綱）が策定された。
- 公開空地の新しい使い方についての検討が課題として挙げられた。

第4章 目指すべき都市構造

1. 将来の都市構造

- 「渋谷」は「中核的な拠点」、「恵比寿・原宿・明治神宮前・代々木・笹塚・表参道」は「活力とにぎわいの拠点」に位置付け。駅や駅前広場、地下空間などの再整備と併せて、周辺街区の再編や機能更新を進め、魅力のある拠点を創出する（例：新宿駅周辺、池袋駅周辺、渋谷駅周辺など）。「渋谷駅周辺地域」など、都市再生緊急整備地域では、地域整備方針に基づき、地域に求められる多様な機能の充実や公共施設の整備などにより、高次な都市機能の集積及び居住環境の向上を図るとされている。

2. 拠点の将来像

- 特色ある地域の将来像が改定されたため、今後、都の上位計画との整合を図ることが必要である。

第5章 分野別まちづくりの方針

- 主要生活道路8号線及び6号線一部無電柱化事業：木密・耐震整備課や道路課などが連携し、緊急時の動線確保など防災生活道路の拡幅や無電柱化事業に取り組んでいる。
- 具体的なまちづくりの取組みが、まちづくりのアプローチに基づき分野横断的な視点から進められている。

第6章 地域別まちづくりの方針

1. 笹塚・幡ヶ谷・初台・本町地域

○水道道路沿道エリアまちづくりビジョン

- 老朽化した建物の更新により、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めるとともに、エリアの魅力を高める機能と公園等のオープンスペースが連続した、回遊性の高いまちの形成を図ることを目的として策定。

○本町地区防災都市づくりランドデザイン

- 本町地区において、よりスピード感を持って地域の防災性を向上させるため、防災性向上の視点に加えて、暮らしの豊かさや多様な生き方などの視点も含めたまちの将来像と、その実現に向けたまちづくりの実行プログラムを定めた「本町地区防災都市づくりランドデザイン」を策定した。区と地域の住民がともに防災まちづくりを進めていく必要がある。

○広場活用、にぎわい誘導

- 都市開発諸制度により創出される広場を活用した、にぎわい誘導について検討が必要である。

3-4 検討課題の整理

第2章、第7章、その他(第4章～第6章)の評価を経て、中間見直しに向けて必要な検討課題として整理した。

また、「渋谷区まちづくりマスタープラン」の認知・理解の向上も課題である。

- ①インクルーシブなまちづくりと公共施設整備の連携
- ②公共空間とエリアマネジメントの連携
- ③地域モビリティ最適化
- ④気候変動および災害レジリエンスの強化
- ⑤都市OS、オープンデータ・データダッシュボード活用の推進

※用語の定義は後述

3-4 検討課題の整理

前ページの課題の補足を下記に記載する。

①インクルーシブなまちづくりと公共施設整備の連携

DE&I・SOGIE配慮、ユニバーサルデザイン、多言語対応をまちづくりの前提とし、構想段階でバリアフリーマップとの連動・多言語サインなどに配慮する。また、学校・図書館・文化施設・地域交流施設の再配置に際しては、子育て支援・高齢者支援・学習支援を一体で提供する「生活・学び・福祉の結節拠点」として再編することを視野に入れる。

②公共空間とエリアマネジメントの連携

広場・道路・公園を対象に、占用ルール（許可基準・時間・料金）と収益還元の仕組みを検討し、エリアマネジメント団体等による利活用を行政と協働で担保できる運用体制を構築する。また、区内中心部だけでなく周辺エリアにも回遊を広げるため、イベント・マーケット・実証フィールドの検討、日常運用（安全管理・放置自転車対策・清掃）まで含めたマネジメントを検討する。

③地域モビリティ最適化

歩行者優先と安全な自転車通行空間、主要拠点間の公共交通強化を柱に、道路網の更新、デマンド交通の実証拡大、駐輪・荷捌き・フリッジ駐車場の運用改善をセットで進める。平時の回遊動線と非常時の避難動線を統合的にデザインし、交通管理・案内（多言語サイン）まで含めた全体最適を図る。

④気候変動および災害レジリエンスの強化

暑熱・豪雨・地震への備えを最優先課題として、避難・浸水・耐震・備蓄を「日常的に使える設え」として一体化した整備・更新へ移行する。木密エリアの不燃化や細街路拡幅、緑のクールスポットや雨水貯留等のグリーンインフラの実装を、地区計画や事業スキームと連動して推進する。

⑤都市OS、オープンデータ・データダッシュボード活用の推進

都市OSやオープンデータ・データダッシュボード、全庁統合型GISを基盤に、公共空間活用、観光・イベント、環境・防災、施設予約やエネルギー管理までデータ連携を拡張し、意思決定や現場運用を高度化する。公開データの利活用促進に向け、対象拡大、更新頻度、品質管理、ユースケース創出（学校・地域・事業者との協働）を推進する。

3-4 検討課題の整理

都市計画審議会、まちづくり審議会、都市環境委員会における意見を踏まえ、中間見直しに向けた検討課題を以下の通り整理する。

序章 まちづくりマスタープランとは

- ・ 長期基本計画とまちづくりマスタープラン等との役割について、重複しないよう整理する。
- ・ 長期的な計画は骨格を示すもので、タイムラグが生じる場合は随時更新で対応することを検討する。

第1章 渋谷民が描く未来

- ・ 区民の声をより広く聴けるよう工夫していく。(ワークショップ、オープンハウス等)
- ・ 今回のアンケート配布対象とならなかった18歳未満の若者の意見を取り入れる方法を検討する。
- ・ より効果的な渋谷民へのマスタープラン周知方法を検討する。

第2章 渋谷区のあゆみと社会の動き

- ・ 国の法改正(脱炭素・都市緑地・マンション管理等)の動きについて、各所管と情報を集め、中間見直しに反映する。
- ・ 渋谷区の文化に関する調査方法を検討する。
- ・ オーバーツーリズムや民泊問題に関して、グローバル化による課題として検討する。

第5章 分野別まちづくりの方針

- ・ 雨水抑制施設の設置をはじめ気候変動対策の区の実施、計画及び検証結果の周知方法を検討する。
- ・ 樹木整備などヒートアイランド対策を“見てわかる形”で進めるため、新たな指標(樹木など)を検討する。
- ・ 渋谷区みどりの確保に関する条例等グリーンインフラへの取り組みや課題(緑化の質的向上等)を整理する。
- ・ アンケート結果から、区民は「落ち着いた」「緑の多い」空間を強く求めており、方針を検討する。
- ・ アフォーダブル住宅や高齢者住宅など、住み続けられる仕組みを検討する。
- ・ 若年層・スタートアップ人材の居住確保についても検討する。
- ・ 転出について、区全体か地域単位か、複数の視点から方向性を検討し、必要に応じ文言に加える。
- ・ 家族構成の変化による転出に対する検討は今後深掘りする。空家は大きな問題ではないが、利活用マッチングが課題である。長期人口予測を視野に入れ、将来視点で検討する。
- ・ 「あらゆる人が自分らしく生きられる住環境」に関連して、障がい者、知的障がい者なども含めた心身の健康を目指して検討する。
- ・ エリマネ活動報告など国土交通省都市局の新たな動きに関して、情報収集する。
- ・ インフラ老朽化への対応について、方針を検討する。
- ・ デマンド交通や自転車通学増など新たな交通需要への対応を検討する。
- ・ 学校施設は地域資源として扱い、教育委員会と協議して学校建て替え(未来の学校プロジェクト)において反映する。
- ・ 公開空地の利用実態・ルール化が課題であり、より使われる仕組みづくりを検討していく。
- ・ トイレ環境整備に防犯の視点を含め検討する。

第6章 地域別まちづくりの方針

- ・ 恵比寿で進む国のキャンパス構想により、研究者・人材の居住スペースが不足することから、国・都の動向も踏まえて方針を検討する。

4. スケジュール

4. スケジュール

令和8(2026)年

2月17日

都市計画審議会
報告



2月24日

まちづくり審議会
報告



2月27日

都市環境委員会
報告



6月30日

意見等を反映し
成果品取りまとめ・公表



令和9年～令和11年
(2027年～2029年)

点検・評価

まちづくりマスタープラン見直し案作成

中間見直し(予定)

5. 用語集

用語	意味
アフォーダブル	経済負担を適切に抑えることにより、必要な者がサービスを楽しむことができる状態。
イノベーション	斬新なアイデアから新しい価値を創出し、社会や経済に大きな変化をもたらすこと。
インキュベーション	事業の創出や創業を支援するために、経営技術・金銭・人材などのサービスを提供する活動のこと。
インクルーシブ	年齢・性別・障がい・国籍・価値観などに関係なく、誰もが参加できる状態。
ウェルビーイング	一人ひとりが幸せを実感し、心豊かに暮らしている状態。
ウォークアブル	居心地がよく、歩きたくなること。国土交通省の令和元年『居心地がよく歩きたくなるまちなか』からはじまる都市の再生の提言に基づく。
エリアマネジメント	特定の地域やエリアを対象に、住民や事業者、地権者などが主体となって地域の価値を維持・向上させるための取り組み。
オープンデータ	国や地方公共団体などが保有する公開された公共データで、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの。機械判読に適し、無償で利用できる。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
グリーンインフラ	土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーントランスフォーメーション(GX)	化石燃料中心の経済・社会・産業構造を、クリーンエネルギー中心へ転換し、経済社会システム全体を変革する取り組み。
災害レジリエンス	災害による被害を可能な限り抑制し、発災後も機能を維持・回復しつつ、将来の変化に適応していく能力(回復力・適応力)。
ササハタハツ	京王線笹塚駅・幡ヶ谷駅・初台駅のそれぞれ頭文字を採ったエリアの名称。
サーキュラーエコノミー	資源・製品の価値をできる限り長く維持し、資源投入や廃棄物の発生を最小化しながら循環させる経済システム。

用語	意味
シビックプライド	都市に対する誇りや愛着。「都市をより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識に基づく自負心。シティプライド。
スタートアップ	新規事業を立ち上げる会社・個人。
スマートシティ	グローバルな諸課題や都市や地域の抱えるローカルな諸課題の解決、また新たな価値の創出を目指して、ICTなどの新技術や官民各種のデータを有効に活用した各種分野におけるマネジメント(計画、整備、管理・運営など)が行われ、社会、経済、環境の側面から、現在および将来にわたって、人々(住民、企業、訪問者)により良いサービスや生活の質を提供する都市または地域。
地域モビリティ	地域の中で人が移動するための仕組み全体(交通手段+サービス)。
デジタルトランスフォーメーション(DX)	デジタル技術を活用し、業務やビジネスモデルそのものを変革すること。
データダッシュボード	データをグラフを視覚的に表示し、情報を一目で把握できるようにするツール。
デマンド交通	利用者の需要(デマンド)に応じて運行する乗合型の公共交通。
都市OS	都市のさまざまなデータやサービスをまとめて管理・連携する基盤。
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を食い止め、回復させること。
ネットゼロ	人為的に排出される温室効果ガスの量と吸収・除去される量を均衡させ、排出量を実質ゼロとする考え方。
ユースケース	利用者(ユーザー)と制度・サービス・システムがどのように関わるかを整理すること。
S-SAP協定	渋谷区内に拠点を置く企業や大学などと渋谷区が協働し、地域の社会的課題を解決していく公民連携制度。
QOL	生活の質(満足度や幸福度を含む)。クオリティ・オブ・ライフの略。